

## 秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 9 章第 2 節の規定に基づき、秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第 1 条 秋田県産業労働部商工業振興課（輸送機産業振興室含む。）関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、補助事業者及び交付申請書等の提出先等は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1） 国税及び地方税に滞納がある者。
- （2） 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者。
- （3） 補助金等交付申請日又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立てがなされている者。

（補助金等交付申請書）

第 2 条 財務規則第 247 条に規定する補助金等交付申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 事業実施計画書（様式第 2 号）
- （2） 収支予算書（様式第 3 号）、財務規則第 255 条の規定による実績の報告書を省略できる補助金等にあつては、収支精算書（様式第 16 号）又は知事が別に定める様式
- （3） 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、前項（1）に規定する事業実施計画書及び（2）に規定する収支予算書の添付を省略させることができる。

4 補助事業者は、第 1 項の補助金等の交付の申請をするに当たり、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金等交付の条件等)

第3条 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。ただし、別表第2に掲げる補助金等については、条件を別で定める。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 総事業費の20%を超える増減がある場合
  - イ 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
  - ウ 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
  - エ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合
- (3) 次に掲げる場合は、あらかじめ商工業振興課長又は輸送機産業振興室長の承認を受けること。
  - ア 補助事業等の内容を変更する場合(前号に該当する場合を除く。)
  - イ 補助対象事業費のうち、人件費(報酬を含む。)と物件費間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める人件費(報酬を含む。)と物件費の割合に20%を超える変更がある場合
  - ウ 補助対象事業費のうち、補助事業者の直接経費と企業等への間接補助金間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める直接経費と間接補助金の割合に20%を超える変更がある場合
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 交付条件等変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

3 第1項(3)の規定による承認の申請は、補助事業等変更承認申請書(様式第6号)によるものとし、申請に対する補助事業等変更承認の通知は、補助事業等変更承認書(様式第7号)によるものとする。

4 第1項(4)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(交付決定通知等)

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第9号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更(取消)書(様式第10号)によるものとする。

2 知事は、前条第1項(2)エによる中止(廃止)承認申請を受けた場合において、申請書の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその申請に係る補

助事業等の状況を確認し、不相当である場合を除き、補助事業等中止（廃止）承認書（様式第 11 号）を交付するものとする。

（事業着手）

第 5 条 補助事業等の着手は、原則として補助金等の交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業等の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により補助金等交付申請から補助金等の交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第 12 号）を知事に提出した後に着手するものとする。

2 前項ただし書の規定による補助金等の交付決定前に補助事業等を実施できる補助金等は、別表第 3 に定めるものとし、補助金等の交付決定前に補助事業等を着手しようとする者は、当該着手について知事は一切の責任を負わず当該着手に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着手するものとする。

（契約等）

第 6 条 補助事業者は、補助事業等の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

（状況報告）

第 7 条 財務規則第 253 条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第 13 号）により、9 月 30 日までの遂行状況を 10 月 10 日までに提出するものとする。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は別表 1 に定める提出期限のいずれか早い日までに財務規則第 255 条に規定する補助事業等実績報告書を、様式第 14 号により知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 事業実績書（様式第 15 号）

（2） 収支精算書（様式第 16 号）

（3） 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該年度の 3 月 31 日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 9 条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

2 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第 260 条第 1 項に定める割合を乗じて計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金等の支払等)

第 10 条 補助金等は前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

3 財務規則第 258 条第 2 項から第 4 項までの規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類及び限度額等は別表第 4 に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第 17 号）に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金等の返還)

第 11 条 補助事業者は、補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第 9 条第 2 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金等の経理等)

第 12 条 補助事業者は、補助金等に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業等が完了した日が属する年度から、5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 13 条 財務規則第 261 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第 5 に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定は、補助事業者が、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別表第 5 に掲げるものを、取壊し及び廃棄をする場合に準用する。

3 財務規則第 261 条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第 18 号）によるものとする。

4 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）のいずれか高い金額に、補助率（補助金等交付額が事業費に占める割合その他の適切な比率）を乗じて得た額の納付を命じることができる。

5 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができないやむを得ない事由による財産処分の場合は、適用しない。

(増改築等の手続)

第14条 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替等を行う必要が生じた時は、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替）届（様式第19号）により、知事に届けるものとする。

(手続の一部省略)

第15条 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第6に定めるとおりとする。

(要領への委任)

第16条 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は要領で定める。

(特例)

第17条 次に掲げる補助金等の事業については、この要綱によらないものとする。

- (1) 新規航路等開設促進支援事業（船社助成）補助金
- (2) 荷主定着化促進事業（荷主支援）奨励金に係る負担金
- (3) 物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金

2 産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金に係る様式第9号及び様式第10号については、この要綱によらないものとする。

附 則（令和8年4月1日付け商工－1）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に廃止前の秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱に基づき交付決定を受けた事業に関する規定の適用については、なお従前の例による。

## 別表第 1

## 商工業振興課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
地域収益力向上支援事業費補助金	賃金上昇の基盤となる収益力の向上を図るため、製造業・非製造業を問わず中小企業等の多様な取組を支援する。	地域収益力向上支援事業	地域コラボタイプ	別に定める経費	補助対象経費の3/4以内かつ500万円以内	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日	商工業振興課
			50PLUSタイプ	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内かつ1,500万円以内	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	
リーディングカンパニー創出支援事業費補助金	生産性向上による賃金水準の向上や企業価値の向上に資する取組を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを創出する。	リーディングカンパニー創出支援事業		別に定める経費	補助対象経費の1/2以内かつ1,500万円	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
中核人材確保・定着環境整備支援事業費補助金	県内中小企業の中核となる人材の確保及び定着を図るため、企業の革新や経営の高度化に向けた環境整備等の取組を支援する。	中核人材確保・定着環境整備支援事業		別に定める経費	補助対象経費の3/4以内かつ300万円～750万円	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金	県内企業がプロフェッショナル人材戦略拠点を通じ、人材を受け入れた場合に、受入企業が負担した紹介手数料の一部を助成する。	プロフェッショナル人材活用促進事業		別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ通常枠50万円以内、DX人材枠100万円以内	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日	商工業振興課
副業・兼業人材活用促進事業費補助金	県内企業がプロフェッショナル人材戦略拠点を通じ、大企業等から副業や兼業の形式で人材を受け入れる場合に、受入企業が負担した紹介手数料及び移動経費の一部を助成する。	副業・兼業人材活用促進事業		別に定める経費	補助対象経費の1/2以内、かつ通常枠15万円以内、DX人材枠30万円以内(初回利用枠は、補助対象経費の8/10以内かつ50万円以内)	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日	商工業振興課
新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金	産地等又は事業者が行う新たな販路開拓・新商品開発・後継者確保育成・原材料確保をはじめとした伝統的工芸品等産業の魅力創出や技術の継承を目的とする取組に対して支援を行う。	新時代対応型伝統的工芸品等支援事業	販路開拓・新商品開発支援事業	別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ70万円以内(複数事業を実施した場合の補助限度額合計は100万円以内)	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
			持続化支援事業	別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ30万円以内(複数事業を実施した場合の補助限度額合計は100万円以内)				

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
ものづくり革新総合支援事業費補助金	新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性改善の取組により、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を支援し、付加価値額の更なる向上や創出を促す。	ものづくり革新総合支援事業		別に定める経費	補助対象経費の1/3以内かつ30万円～800万円	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
		ものづくり革新総合支援事業(省エネ生産設備更新型)		別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ200万円～1,000万円			補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日	
商業・サービス産業省エネ化等推進事業費補助金	電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている製造業以外の事業者に対して、省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入の取組を支援し、中長期的な生産性の向上と経営基盤の強化を促進する。	商業・サービス産業省エネ化等推進事業		別に定める経費	別に定める率及び額。ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日	商工業振興課
ものづくり経営戦略強化支援事業費補助金	積極的な商品開発、販路開拓、生産改革等に取り組み、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を支援することで、付加価値の向上や創出を促し、賃金水準の着実な向上を目指す。	ものづくり経営戦略強化支援事業		別に定める経費	補助対象経費の2/3以内かつ20万円～200万円	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
				別に定める経費	補助対象経費の1/3以内かつ30万円～300万円				

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
中小企業支援機関活動費補助金	中小企業を支援する機関の体制を整備し、企業が抱える経営課題の解決に資する各支援施策の円滑な推進を図る。	中小企業支援機関活動補助事業	人件費、営業活動費、支援機関等業務管理費、支援機関等連携（人材交流強化）促進費、支援担当者能力開発費、調査分析事業、地域新事業資源発掘交流連携事業	別に定める経費	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
企業相談事業補助金	県内企業のサポート体制を充実するために移動相談事業、専門家相談事業を実施し、もって利用者の利便性の向上を図る。	企業相談事業	ワンストップ移動相談事業	左記事業に要する旅費、燃料費、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
			専門家相談事業	左記事業に要する謝金、旅費、印刷製本費、その他知事が必要と認めるもの					
販路拡大支援事業補助金	地域に根ざした産業の育成を図るため、受注開拓のための取引斡旋、商談会開催、展示会への出展支援、営業活動支援など、県内企業の営業力強化や販路開拓に向けた取組を支援する。	販路拡大支援事業	販路開拓事業	左記事業に要する人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
			受発注企業支援事業	左記事業に要する需用費、役務費、負担金、その他知事が必要と認めるもの					

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
企業生産性向上支援事業費補助金	県内企業（製造業）の生産性向上を図り、発注企業が求める高品質・低コスト・短納期に応えられる生産工程を作り上げるため、生産現場のカイゼンについて指導及び助言を実施するとともに、企業の自主的な改善活動や生産性向上の取組を支援する。	企業生産性向上支援事業		左記事業に要する報償費、旅費、需用費、使用料及び負担金、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い	商工業振興課
産業デザイン活用促進事業費補助金	県内製造業を対象に、産業デザイン、マーケティング等についての専門的な助言、指導及び普及啓発等を行う人員を配置する。	産業デザイン活用促進事業		左記事業に要する人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い	商工業振興課
商店街課題解決支援事業費補助金	県内商店街の活性化を図るため、事業承継や個店の魅力向上、社会変化への対応等の課題解決に向けた、専門家等を活用した商店街等の取組を支援する。	商店街課題解決支援事業		別に定める経費	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内。ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。	秋田県商店街振興組合連合会	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日	商工業振興課
海外展開支援事業費補助金	中小企業者等が行う海外展開活動及び中小企業の支援機関が行う県内企業の輸出拡大を促進する事業に対し、その経費の一部を助成することにより、海外取引の拡大に資することを目的とする。	海外展開支援事業	一般枠  はじめての一步応援枠	別に定める経費	別に定める率及び額	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金	中小企業等が2者以上で構成する連携体又は事業組合等が行う海外展開活動に対し、その経費の一部を助成することにより、海外取引の拡大に資することを目的とする。	秋田の輸出牽引企業等連携促進事業 (クラスター枠)	別に定める経費	別に定める率及び額	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の2月26日のいずれか早い日	商工業振興課
一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業費補助金	「一般社団法人秋田県貿易促進協会」の事業にかかる経費を補助し、県の経済交流及び貿易拡大事業を補完させる。	一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業	次の①から③の事業費を合計した額とする。 ①貿易支援体制強化事業 ②貿易普及啓発事業 ③貿易拡大促進事業	補助対象経費の10/10以内、かつ予算の範囲内	一般社団法人秋田県貿易促進協会	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課
秋田の物流体制構築加速化事業費補助金	トラック輸送における物流の効率化及びトラック輸送から船舶、鉄道輸送への転換、トラック人材の確保・育成に取り組む県内事業者に対し、その経費の一部を助成することにより、秋田県における持続可能な物流体制構築のための取組を加速化させることを目的とする。	秋田の物流体制構築加速化事業	別に定める経費	別に定める率及び額。 ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月27日のいずれか早い日	商工業振興課
中小企業デジタル化導入支援事業費補助金	県内中小企業等に対してデジタルツールやITソリューションの導入を支援し、業務効率化や生産性向上、経営基盤の強化を促進することを目的とする。	中小企業デジタル化導入支援事業	別に定める経費	別に定める率及び額。 ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日	商工業振興課

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
牽引企業成長戦略支援事業費補助金	情報関連産業の振興及び県内のデジタル化やDXの推進を牽引する企業の創出を促進し、県内産業の活性化を図る。	牽引企業成長戦略支援事業		別に定める経費	別に定める率及び額	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日	商工業振興課
輸送機産業高度支援人材配置事業費補助金	【プロジェクトマネージャー】自動車関連メーカー等とのマッチングや、域内連携を支援するため、自動車メーカーOBのプロジェクトマネージャーを配置する。	輸送機産業強化支援事業	輸送機産業高度支援人材配置事業	左記事業に要する人件費、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課輸送機産業振興室
マッチングコーディネーター配置事業費補助金	中京圏企業等の部品・加工ニーズの収集及び商談機会の提供等を行うビジネスマッチングコーディネーターを配置することにより、県内輸送機関連企業の販路開拓・生産拡大を支援する。		マッチングコーディネーター配置事業	左記事業に要する人件費、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認めるもの	予算に定める額以内	公益財団法人あきた企業活性化センター	4月1日	補助事業を完了した日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課輸送機産業振興室
産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金	県内企業の技術力と競争力の強化のため、新世代(高効率)モーター等の研究成果を踏まえ、成果の実装や航空機以外の産業分野への展開、専門人材育成の取組に対して支援する。	産学官共同電動化システム研究開発事業		別に定める経費	補助対象経費の10/10以内	別に定める対象団体	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日	商工業振興課輸送機産業振興室
好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金	輸送機産業のTier1企業(一次サプライヤー)、大手重工メーカー等との新規受注や取引拡大を図るため、研究開発に対して支援する。	輸送機産業好循環サイクル促進事業	研究開発支援事業	別に定める経費	補助対象経費の1/2以内	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止(廃止)の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日	商工業振興課輸送機産業振興室

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類		対象経費	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算書提出期限	申請書等提出先
好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金	輸送機産業のTier1企業（一次サプライヤー）、大手重工メーカー等との新規受注や取引拡大を図るため、設備導入に対して支援する。	輸送機産業好循環サイクル促進事業	パワーアップ設備導入支援事業	別に定める経費	補助対象経費の1/3以内	別に定める者	別に定める日	補助事業を完了した日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日	商工業振興課輸送機産業振興室

別表第2

交付決定前に事前着手することができる補助金等

補助金等の名称
海外展開支援事業費補助金
秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金
好循環サイクル促進研究開発支援事業費補助金
好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業費補助金

補助金等交付の条件を別で定める補助金等

補助金等の名称
副業・兼業人材活用促進事業費補助金

## 別表第4

## 概算払（前金払）することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払いする率又は額
新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金	新時代対応型伝統的工芸品等支援事業	産地等、事業者	交付決定額の10/10以内
中小企業支援機関活動費補助金	中小企業支援機関活動補助事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
企業相談事業補助金	企業相談事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
販路拡大支援事業補助金	販路拡大支援事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
企業生産性向上支援事業費補助金	企業生産生産性向上支援事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
産業デザイン活用促進事業費補助金	産業デザイン活用促進事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
商店街課題解決支援事業費補助金	商店街課題解決支援事業	秋田県商店街振興組合連合会	交付決定額の10/10以内
一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業費補助金	一般社団法人秋田県貿易促進協会支援事業	一般社団法人秋田県貿易促進協会	交付決定額の10/10以内
輸送機産業高度支援人材配置事業費補助金	輸送機産業強化支援事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
マッチングコーディネーター配置事業費補助金	マッチングコーディネーター配置支援事業	公益財団法人あきた企業活性化センター	交付決定額の10/10以内
産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金	産学官共同電動化システム研究開発事業	別に定める対象団体	交付決定額の10/10以内

## 別表第5

## 処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	対象	制限期間
地域収益力向上支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間（制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする）
リーディングカンパニー創出支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
中核人材確保・定着環境整備支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
ものづくり革新総合支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
商業・サービス産業省エネ化等推進事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
ものづくり経営戦略強化支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
中小企業支援機関活動費補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
販路拡大支援事業補助金	取得原価又は効用の増加価格が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
商店街課題解決支援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	
海外展開支援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	
秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	
秋田の物流体制構築加速化事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	補助事業により取得した財産及び効用の増加した財産	
中小企業デジタル化導入支援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	
牽引企業成長戦略支援事業費補助金	取得原価が50万円以上の財産	付属設備（賃貸物件に係る設備等）、機械及び装置、工具、器具及び備品、無形財産	

補助金等の名称	財産の区分	対象	制限期間
産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	

## 手続の一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続を省略できる書類
地域収益力向上支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
副業・兼業人材活用促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
ものづくり革新総合支援事業費補助金（省エネ生産設備更新型）	補助事業等遂行状況報告書
商業・サービス産業省エネ化等推進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
ものづくり経営戦略強化支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
商店街課題解決支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
海外展開支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
秋田の輸出牽引企業等連携促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
秋田の物流体制構築加速化事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
中小企業デジタル化導入支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
牽引企業成長戦略支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書

補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等申請額 円
- 3 補助事業等の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

## 事業実施計画書

### 1 事業計画

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

### 2 経費配分

（単位：円）

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 申請額	備考 (積算内訳)
計					

注 不要部分は省略することができる。

## 収支予算書

収入の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

支出の部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

## 交付条件等変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助金等の交付条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 円
- 3 補助金等変更申請額 円
- 4 変更を受けたい理由

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業等  
等中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 円
- 3 中止（廃止）する部分
- 4 中止（廃止）する理由
- 5 中止の期間（廃止の時期）

補助事業等変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 商工業振興課長  
(輸送機産業振興室長)

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

## 補助事業等変更承認書

商工（輸送）一  
年 月 日

補助事業者 様

商工業振興課長 印  
(輸送機産業振興室長)

年 月 日付け指令 ー をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）について、次のとおり変更することに決定しましたので、秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱第3条の規定により通知します。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 変更による新たな条件

注 不要部分は省略することができる。

## 補助事業等実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー によって交付決定を受けた補助事業等が実施期間内に完了（遂行）が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由  
(事業遂行状況)

## 補助金等交付決定通知書

指令商工（輸送）一  
年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日付けで申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知する。

1 交付決定額 円

交付決定額の内訳 (単位:円)

補助対象 事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国庫	県費	

2 補助事業の目的

3 交付条件

## 補助金等交付決定変更（取消）書

指令商工（輸送）一  
年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日指令 一 をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更（取消し）することに決定したので、秋田県財務規則（第 252 条、第 256 条）の規定により通知する。

- 1 変更（取消し）する事項
- 2 変更（取消し）の範囲
- 3 変更（取消し）の理由
- 4 変更（取消し）による新たな条件

交付額 （単位：円）

	項目	事業費	補助金等	内訳	
				国庫	県
変更前					
変更後					

注 不要部分は省略することができる。

額の確定による変更にあつては、根拠条項を第 256 条とする。

## 補助事業等中止（廃止）承認書

商工（輸送）一  
年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日付け指令 ー をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）について、次のとおり補助事業等の中止（廃止）を承認することに決定したので、秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 中止（廃止）する補助金等の名称
- 2 中止（廃止）する部分
- 3 中止による新たな条件

注 不要部分は省略することができる。

## 交付決定前着手届

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号または名称  
氏名

下記の補助事業等について、別記条件を了承の上、補助金等交付決定前に着手したいので、届け出ます。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助事業等実施年度
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

### 別記条件

- 1 補助金等の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助事業等の審査により不採択となった場合、補助金等の交付を受けることができないことについて了承すること。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内において、事業計画の変更を行わないこと。

## 補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー で補助金等交付決定通知のあつた補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 円

3 実施状況

(単位:円)

補助事業名	事業量	事業費	補助金等決定(受領)額	進捗率	事業年月日	備考
	<b>【年間計画】</b>			%	<b>【着手】</b>	
	<b>【 月 日現在実施状況】</b>				<b>【完了予定】</b>	

## 補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助金等決定額 円
- 3 補助金等実績額 円
- 4 差引増減額 円
- 5 交付決定年月日 年 月 日
- 6 交付決定通知書指令番号 指令 ー
- 7 補助事業等終了年月日 年 月 日

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書は別紙により添付のこと。

## 事業実績書

### 1 事業計画

事業名	事業期間	事業内容（具体的に）

### 2 経費配分

（単位：円）

事業名	目・節	総事業費	補助対象 事業費	補助金等 所要額	備考 （積算内訳）
計					

注 不要部分は省略することができる。

## 収支精算書

収入の部

(単位:円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

支出の部

(単位:円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年 月 日付け指令 ー により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 補助金等決定額 円
- 4 既受領額 円
- 5 今回請求額 円
- 6 概算（前金）払申請理由

## 取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

補助事業等により取得（効用の増加）した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等実施年度

3 財産の制限期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 目的外処分の内容及び理由

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。

補助事業で取得した施設等の増改築（模様替）届

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所  
商号又は名称  
氏名

年度において、事業で取得又は効用が増加した施設等を増  
(改) 築（模様替）したいので、次のとおり届け出ます。

1 増改築等（模様替）の理由

2 増改築等（模様替）に係る施設等の概要

(1) 施設等の所在地

(2) 施設等の構造、規格、規模等

(3) 事業費（全体）

補助金 円

その他の負担額 円

(4) 取得年月日 年 月 日

3 増改築の概要

(1) 増築（模様替）施設等

(2) 増改築等に係る事業費 千円

(3) 工期 着工予定時期 年 月 日

完成予定時期 年 月 日

(4) 増築（模様替）等の効果

注 [添付書類] 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書

2 現況写真

3 その他知事が必要と認める書類